

令和2年8月25日
自動車局保障制度参事官室

自動車事故の被害に遭われた方の今後の救済対策について議論を開始します
～第1回「今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会」を開催～

自動車事故の発生件数や死者数は減少傾向にあるものの、**未だに悲惨な自動車事故によって数多くの尊い生命が奪われているとともに、重い後遺障害が残存する方（重度後遺障害者）の数はほぼ横ばいで推移しています。**こうした情勢等を踏まえ、**自動車事故の被害者救済対策の今後のあり方を検討するための検討会を新たに設置し、議論を開始します。**

国土交通省では、これまで最重度の後遺障害である遷延性意識障害の方を専門に治療する療護センターの運営など、自動車事故の被害に遭われた方を対象としたさまざまな施策を実施してまいりましたが、近年における社会保障制度の変化、介護者の高齢化等を踏まえた対策を求める声を自動車事故の被害に遭われた方よりいただいていることから、効果的、かつ、きめ細かい被害者救済対策のあり方について、医療、福祉、保険、法律の専門家や被害者団体、遺族団体の方々とともに、検討してまいります。

1. 第1回検討会について

- (1) 日時 令和2年8月27日（木）13:00～15:00（予定）
- (2) 場所 中央合同庁舎3号館4階 幹部会議室 （各委員等はweb参加）
東京都千代田区霞が関2-1-3
- (3) 議題
・本検討会で議論していく論点の整理 等

2. 委員について 別紙のとおり

3. その他

- ・会議は非公開としますが、会議の冒頭（赤羽大臣挨拶を予定）のカメラ撮りは可能です。
- ・カメラ撮りを希望される報道関係者の方は、8月26日（水）17:00までに件名を「検討会取材申込」とし、氏名（ふりがな）、所属、連絡先（メールアドレス、電話番号）、を明記した電子メールを下記メールアドレスまで送付してください。

※取材申込先メールアドレス: hqt-kentokai@gxb.mlit.go.jp

- ・今般の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、カメラ撮りへの参加は各社1名までとさせていただきます。また、消毒液による手洗いやマスクの着用を含む咳エチケットの徹底等、感染症予防対策へのご協力をお願いいたします。
- ・風邪のような症状等がある場合には、参加を控えていただきますよう、併せてお願い申し上げます。
- ・資料及び議事要旨は、後日、以下のリンク先（国土交通省ホームページ）に掲載します。

※資料及び議事要旨等の掲載場所: https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000078.html

【連絡先】自動車局保障制度参事官室 木坂（内線 41417）

【取材申込先】自動車局保障制度参事官室 加藤木、長瀬（内線 41418、41413）

代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8577 FAX 03-5253-1638